構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 15 年 10 月 9 日

内閣総理大臣 殿

稚内市長 横 田 耕 一

平成 15 年 5 月 23 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

- 1.変更事項 (1)3 構造改革特別区域の範囲
 - (2)4 構造改革特別区域の特性
 - (3)6 構造改革特別区域計画の目標
 - (4)8 特定事業の名称
 - (5)別紙 602 (追加)
 - (6)別紙 701の2
 - (7)別紙701の4
 - (8)別紙 702の2
 - (9)別紙 702の4

2.変更事項の内容

	変更事項	変更前	变更後
(1)	3 構造改革特	稚内港臨港地区	稚内市の全域
	別区域の範		
	囲		
(2)	4 構造改革特	~リードタイムの短縮に	~リードタイムの短縮に
	別区域の特	つながるものである。	つながるものである。
	性	これら特例措置と地域	更にサハリン州へ輸出
		における各種事業の推進	する貨物は、サハリン州側
		との~。	<u>の通関をスムーズにする</u>
			<u>ため、必要に応じてロシア</u>
			側の通関業務等を行う国
			際物流会社の担当者によ
			る稚内港での貨物や関係
			<u>書類の事前審査を要する。</u>
			数次短期滞在查証発給手
			続の特例措置によるこれ
			ら繰り返し往来する必要
			のあるロシア人の入国手
			続きの簡素化は、より効率
			的な貨物輸送を図るため
			<u>に必要な措置である。</u>
			これら特例措置と地域
			における各種事業の推進
(2)	。	これら取組みと特例措	との~。
(3)	6 構造改革特別区域計画	置の適用による臨時開庁	<u>これら取組みとともに</u> 特例措置の適用による臨
	の目標	重め過用による臨時開力 手数料軽減及び通関体制	特別領量の過用による臨 時開庁手数料軽減や通関
		予数符程/減及び過度体別 整備の一体的な取組みに	│ 時用力・数料軽減で過度 │体制整備、サハリン大陸棚
		より、「人」と「もの」の	本的主備、ケハックス性価 石油・天然ガス開発事業に
		なり、 /() こ	係るロシア側の通関業務
		THE TO E SHIPE C C.	等を行う国際物流会社の
			担当者の往来を容易にす
			るための数次短期滞在査
			証発給手続の簡素化は、
			「人」と「もの」の流れを
			加速させ、~。
1			

	変更事項	変更前	変更後
(4)	8 特定事業の	(1)臨時開庁手数料の	(1)数次短期滞在査証の
	名称	軽減による貿易の	発給手続の簡素化
		促進事業	<u>事業</u>
		(2)税関の執務時間外	(2)臨時開庁手数料の軽
		における通関体制	減による貿易の促
		の整備による貿易	進事業
		の促進事業	(3)税関の執務時間外に
			おける通関体制の
			整備による貿易の
			促進事業
			N# 1=
(5)	別紙 602		追加
(0)		# G + L + L - Z - D - L	# G + o # + # F # #
(6)	別紙 701 の 2	特区内において、ロションはおばれ	特区内の稚内港臨港地
	当該規制の特別世界の適用	ア連邦サハリン州など外	区(H7.9.26 都市計画決定)
	例措置の適用 を受けようと	国との輸出入を行う者	┃ <u>の保税地域において、時間</u> ┃外の臨時開庁手続きを行┃
	する者		<u>パの皿時用ガチ続さを11</u> おうとする荷主及びその
	⁹ 9日		通関業務を請け負う者
(7)	別紙 701 の 4	 臨時開庁手数料の軽減	臨時開庁手数料の軽減
	特定事業の内	による貿易の促進事業の	による貿易の促進事業の
	容	特例措置の特別区域を	特例措置の特別区域を「稚」
		「稚内港臨港地区」とし、	内市」とし、特区内の「稚
		~港湾関連の事業所な	内港臨港地区」の保税地域
		ど、特区内において、ロ	<u>において、</u> ~ <u>港湾関連の事</u>
		シア連邦サハリン州など	業所等、ロシア連邦サハリ
		~ 。	<u>ン州など</u> ~。
(8)	別紙 702の2	特区内において、ロシ	特区内の稚内港臨港地
	当該規制の特	ア連邦サハリン州など外	区(H7.9.26 都市計画決定)
	例措置の適用	国との輸出入を行う者	の保税地域において、時間
	を受けようと		外の臨時開庁手続きを行
	する者		おうとする荷主及びその
			通関業務を請け負う者

(9)	別紙 702 の 4	税関の執務時間外にお	税関の執務時間外にお
	特定事業の内	ける通関体制の整備によ	ける通関体制の整備によ
	容	る貿易の促進事業の特例	る貿易の促進事業の特例
		措置の特別区域を「稚内	措置の特別区域を <u>「稚内</u>
		港臨港地区」とし、~港	市」とし、特区内の「稚内
		湾関連の事業所など、特	港臨港地区」の保税地域に
		区内において、ロシア連	おいて、~港湾関連の事業
		邦サハリン州など~。	<u>所等、ロシア連邦サハリン</u>
			<u>州など</u> ~。

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 602 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要のあるロシア人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日以降

4 特定事業の内容

数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業の特例措置の特別区域を「稚内市の全域」とする。

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する輸出貨物については、サハリン州側の通関をスムーズにするため、稚内港での輸出貨物や関係書類の事前審査、特区内企業との商用のため、必要に応じてロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の担当者が特区内と本国を繰り返し往来する必要がある。稚内港を利用しながら入国するロシア側の通関業務等を行う国際物流会社のロシア人担当者で稚内市長が書面で身元を保証する者が本特定事業の主体となる。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)公共性の強いプロジェクト

北海道では「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済協力に関する提携議定書」(平成 10 年 11 月)において、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する事業への両地域の企業の参入を推進するための協力システムの構築が確認されており、「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」(平成 14 年 12 月)においても事業への参入促進について検討することとしている。

また、国による「日口行動計画」(平成15年1月)においても貿易経済分野における協力として、本事業の進展への協力が示されている。

また、本事業の進展により、新たなエネルギー供給拠点が確立されることは、我が国にとってエネルギーセキュリティの観点からも重要なことであるとともに天然ガスの利用は地球温暖化防止に大きな役割を果たすものであり、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業は極めて公共性の強いプロジェクトである。

(2)稚内市長が身元を保証する者

稚内市長が身元を保証する対象者については、以下の条件による者とし、身元の保証手続きを円滑に行うため、これらの対象として見込まれる者は事前に特定(登録)しながら取り進める。

〔稚内市長が身元を保証する条件〕

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する欧米系のロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の物流を担当するロシア人とする。

欧米系のロシア側の通関業務等を行う国際物流会社はサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する特区内の船舶代理、港湾荷役等の事業所と取引きのある会社とする。

稚内港により入国する者とする。

申請人が数次査証を使用して入国する際は、予め稚内市へ滞在日 程表を届け出ることとする。

目的外での入国等が判明した場合は、査証の有効期間中に身元保証を取り消すものとする。

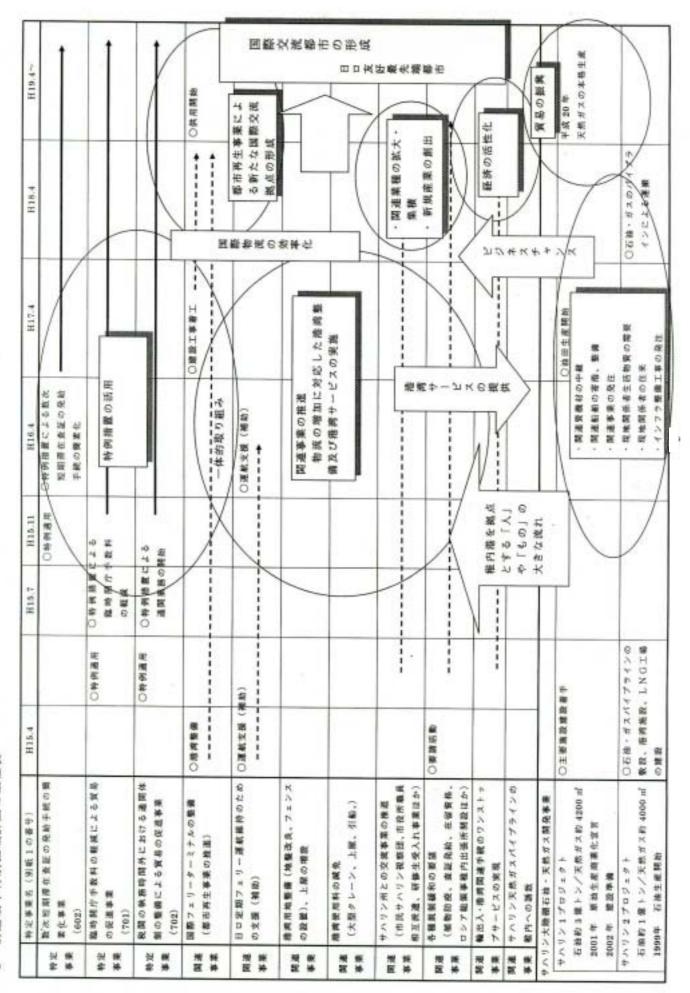
1-1 構造改革特別区域

国際交流特区

特区の範囲~稚内市



構造改革特別区域計画の工程表



構造改革特別区域計画の工程表(説明)

税関の執務時間外における通関体制の整備及び臨時開庁手数料の軽減に係る特例措置については、平成 15 年 5 月の認定後に適用を開始しているが、数次短期滞在査証発給手続の簡素化については、平成 15 年 10 月の申請後、認定を受けた日以降の適用開始を計画している。

これまでの実績やサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展などから、適用後、関連事業所による事実行為が始まるものと見込んでいる。

1. 国際フェリーターミナル整備

年々増大する輸送需要に対し、平成 19 年 4 月の供用をめざし、国際フェリーターミナル整備を進め、円滑かつ効率的な交易や国際交流の促進を図る。

2. 日口定期フェリー運航維持のための支援(補助)

日口定期フェリーは、平成 11 年から日本船による本格的な運航を行っているが、北海道と稚内市では 13 年度から 3 年間の旅客運賃補助、更に、稚内市の単独事業として、14 年度から 3 年間の運航補助を予定している。

これら運航支援を行いながら、国際航路の安定的な運航と交通基盤の 維持、旅客運賃の軽減による利用促進を図る。

3. 港湾用地整備(地盤改良、フェンスの設置)、上屋の増設

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い、今後、需要に応じ、必要となる資機材保管のための港湾用地の整備及び上屋の増設など港湾機能の充実を図る。

4. 港湾使用料の減免(大型クレーン、上屋、引船)

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に対し、これまで、けい船使用料の減免を実施し、港湾用地使用料については 5 年間の免除など優遇措置を講じながらポートセールスを行ってきた。

今後、利用が予想される大型クレーン、上屋、引船など港湾施設使用料についても減免の優遇措置を検討するなど港湾サービスの充実を図る。

5. サハリン州との交流事業の推進

サハリン州との相互理解を深めるため、行政と民間が一体となり、市 民視察団の派遣、市役所職員相互派遣、スポーツ・文化、学校間の相互 交流をはじめ、研修生の受け入れ事業などあらゆる分野において、サハ リン州との交流に積極的に取組んでいるところである。 今後もこれら事業の充実を図りながら一層の相互交流の推進を図る。

6. 各種規制緩和の要望、提案

稚内市には植物防疫の職員が常駐しておらず、円滑な植物防疫に向けた職員の常駐、ロシア人への査証発給期間の大幅な短縮についての提案を行っている。

また、構造改革特区構想 2 次提案としてもロシア人通関業者に限った ビザなし渡航、ロシア税関の常駐、石油掘削船船員の船員手帳による特 例上陸、就労を目的とする特定事業に従事するロシア人の在留資格の緩 和、ロシア総領事館稚内出張所の開設などの提案を行っている。

今後も国際交流都市の形成をめざし、関連規制の緩和や手続きの簡素 化を提案して行きたい。

7. 輸出入港湾関連手続のワンストップサービスの実現

国際競争力の維持・向上の観点から進められているワンストップサービスについて、平成 15 年度中に導入を進め、国際物流の一層の効率化を図る。

8. サハリン天然ガスパイプラインの稚内への誘致

サハリン州で生産される天然ガスはパイプラインや LNG で積み出す計画が進められているが、これらパイプラインや LNG プラント建設に係る資機材の中継、資機材の加工のほか、パイプラインの日本の上陸拠点としての期待も寄せられている。

また、これら天然ガスの供給拠点、更には天然ガスを利用した新エネルギーの研究開発・供給拠点の形成を模索しているところである。

今後の国際フェリーターミナル整備や日口定期フェリー運航維持のための補助、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い必要となる資機材等保管のための港湾用地の整備、上屋の増設、クレーンなど各種港湾施設使用料の減免、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの導入と「国際交流特区」による数次短期滞在査証発給手続の簡素化や臨時開庁手数料軽減及び通関体制整備の一体的な取組みによる物流の効率化は、「人」と「もの」の流れを加速させるものである。

「人」と「もの」の大きな流れは、船舶代理、港湾荷役など港湾関連業種や宿泊、飲食、交通などの観光関連業種の拡大、輸出入品目の拡大によるビジネスチャンス、港湾関連業種の集積のほか、特にサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業では、資機材の中継にとどまらず、稚内市での資機材の加工など新規産業の創出も期待され、稚内市がめざす「国際交流都市の形成」が実現とともに、地域のみならず北海道全体の経済活性化、更には、我が国の貿易の振興に寄与するものである。